# 資料編

資料1 誰にでも、すぐに始められる水をきれいにする取組み(例)

資料2 北上地方における様々な団体の活動内容の紹介

資料3 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例等

【資料1及び資料2については、計画に基づく取組みを通じて、内容の充実等を図っていきます】

# 資料1 誰でも、すぐに始められる水をきれいにする取組み (例)

# 1 家庭でできること

# 【生活排水】

- ① 調理用の油やマヨネーズ、カレーなど油を多く含むものは、拭き取ってから食器を洗いましょう。
- ② 米のとぎ汁は、庭木や畑にまいたり食器洗いに使うなど工夫しましょう。
- ③ 洗剤、石鹸などはリンを含まないものを使用し、決められた量を計って使いましょう。また、リンス、シャンプーは適量を使いましょう。

# 【農薬・肥料】

- ① 庭や家庭農園の雑草は、抜いたり掘り起こしたりして取り除き、除草剤は使わないようにしましょう。
- ② 庭や家庭菜園へは化学肥料は使わず、堆肥などの有機肥料を使いましょう。

# 【ゴミ】

- ① 庭木の落ち葉などが側溝に落ちて水の流れ道をふさがないように、普段から点検しましょう。
- ② 割り箸は使用しないで、専用の箸を携帯しましょう。
- ③ 料理の手順を考え、使う水を少なくし、残り物も工夫して使いゴミなどを少なくしましょう。
- ④ 料理などを作りすぎて残さないようにしましょう。(味噌汁一杯の汚れを分解するのに風呂桶4.7杯分の川の水が必要です)
- ⑤ 調理くずや食べ残しなどの固形物は、水切り袋や微細目ストレーナーなどを使って回収しましょう。回収したものは、できるだけ肥料として利用しましょう。
- ⑥ 使い古しの天ぷら油は、こし器を利用して炒め物などに使いましょう。また、使えなくなった 油は、手作り石鹸として利用しましょう。
- ⑦ 河川や山に、家庭のゴミ、タイヤ、家電製品などを投棄することはやめましょう。

# 【節水】

- ① 自動車などを洗うときは、ホースで水を流しっぱなしにせず、バケツの溜水で洗うようにしましょう。
- ② 庭に必要以上に散水しないようにして、水を大切に使いましょう。
- ③ 風呂の残り湯は、洗濯や掃除等に使いましょう。

# 【その他】

- ① 下水道や農業集落排水の整備と合わせて、接続を進めましょう。
- ② 合併浄化槽の設置を進めましょう。

# 2 地域・住民団体ができること

- ① ゴミの不法投棄防止の河川パトロールや清掃活動、草刈などの河川整備を行いましょう。
- ② 地域の自然を活用した自然探索会や水生生物調査などを行いましょう。
- ③ 近くの里山や水源となる森林の状況を確認し、ボランテイア活動などにより、定期的に手入れを行いましょう。

- ④ 学校と連携し、子供たちへの環境教育を行いましょう。
- ⑤ 農業用水路は、美田を守る地域の財産でもあります。清掃活動や草刈などに積極的に参画しましょう。

# 3 企業等ができること

- ① きれいな水を守るための地域活動に対し、資金援助などの支援を行いましょう。
- ② 事業活動で発生する汚水は、排水基準以下に浄化し排水しましょう。
- ③ 社会貢献活動を通じて、企業のイメージアップを図る手段として、河川や農業用水路等の清掃活動や草刈などに積極的に参画しましょう
- ④ 所有している森林の状況を確認し、定期的に手入れをしましょう。

# 4 行政ができること

- ① 住民等と連携した、きれいな水循環のための事業を実施します。
- ② 間伐等森林整備を促進するための事業費助成や講習会を開催します。
- ③ ボランティア参加による森林整備を促進するための指導者養成や住民意識の醸成を図ります。
- ④ 自然と親しむことのできる河川公園等の整備を行います。
- ⑤ 環境との調和に配慮した河川整備・農業用施設整備を行います。
- ⑥ 公共用水域(河川)の水質測定を行います。
- (7) 工場、事業場などの水質汚濁防止法に該当する施設への立入検査や排水測定を実施します。
- ⑧ 環境にやさしい減農薬栽培、減化学肥料栽培への取組みを推進します。
- ⑨ 家畜排せつ物法に基づく家畜排せつ物処理施設の整備を推進します。
- ⑩ 下水道、農業集落排水や合併浄化槽の整備を総合的に推進します。
- ① 公共工事において希少野生動植物の保護などの自然環境に対する配慮を行います。

# 資料2 北上地方における様々な団体の活動内容の紹介

団 体 名	活動内容
北上市地域婦人団体	・ 調理器具や食器についている油をふき取ってから洗ったり、古くなった食用
協議会	油から石鹸を作り使用するなど、家庭でできる河川の水質汚濁防止活動に取
	り組んでいる。
	・ ごみ減量運動として、マイバックの使用、生ごみの堆肥化に取り組んでいる。
	・ 会員の研修会で環境に関する講演会を行い関心を高めている。
チャカリーの海流されたフ	・遊YOU学園祭で環境パネルを展示し、住民への啓発を行っている。
和賀川の清流を守る	・ 住民の健康と自然環境を保護するため、和賀川流域の市町村、地域住民、関 係機関、企業等が連携し、和賀川の清流を廃棄物や各種排水などによる公害
会	保機関、企業等が連携し、和負用の信机を廃棄物や各種排水などによる公害 汚染から守ることを目的に昭和47年に設立し、40団体が会員となっている。
	・ 主な事業として、年2回の河川パトロールや清掃活動、自然探索会の開催、
	休廃止鉱山の実態調査、会報の発行を行っている。
くちない美しい里山	・ 地域の里山を美しい里山として後世代に継承することを目的に、山林整備、
づくり協議会	環境学習や調査の実施、森林所有者の森林管理技術の修得促進などを行って
1000000	いる。
鈴鴨川河川愛護会	<ul><li>地域を流れる河川で、子供たちが遊び親しめるようにするため、地域住民が</li></ul>
	中心となり、地域の小中学生を対象に「花いっぱい運動、堤防付近のごみ拾
	い、川遊び、魚つかみ体験、鮭の稚魚放流、水生昆虫観察会、水質調査」な
	どの活動を年5回行っている。
みんなの「地球」い	・ 市民団体として「美しい地球を子供たちに」をキーワードに、環境や平和の
わて	こと、身近なことなどを話し合い、事実を知り、出来ることを実践し、伝え
	ていくことを基本として活動している。
	・ 小中学校・高校・婦人会・シルバーカレッジなどで環境学習の出前講演や環
带的、L.2. 2. 41 人	境講演会を行っている。
夢追い人かじか組合	・ ふるさとの山や川に愛着を持った地元住民が集まって結成した組織で、和賀 川にカジカを取り戻すことを目指している。
	<ul><li>・ 河川への親しみを高めるため、子供たちの川遊びや岩魚のつかみ取り体験な</li></ul>
	どを行っている。
カタクリの会	・ 西和賀地域で毎月1回自然観察会を行い、西和賀の自然のすばらしさ、大切
	さを伝える活動をしている。
	・ 観察会は、1991 年から初めて、2015 年 12 月で 300 回を数え、また、隔月で
	発行しているカタクリ通信も、2015年10月で147号となる。
尻平川河川敷環境美	・ 地域住民が中心となり、年2回、尻平川河川敷の雑草刈払いを行っている。
化促進協議会	
口内町道路河川愛護	・地区住民が中心となり、年2回のクリーン活動、口内川堤防の草刈り作業を
会	行っているほか、道路破損箇所の点検、除雪時期前の枝払い作業なども実施
夏油川の清流を守る	している。 夏油川流域の住民が、河川のゴミの収集、不法投棄防止パトロール、堤防の
复佃川の侑派を守る   会	・ 夏油川流域の住氏が、河川のコミの収集、不伝授業的正ハトロール、堤内の一雑木伐採、草刈などを年4回行っている。
岩手県緑化推進委員	・ 豊かな森林と森林文化を守り、後世に引き継ぐとともに、地球温暖化防止対
会北上支部・北上地	策の推進を目的に「北上・西和賀地区植樹祭」を開催し、公募による植樹を
方林業振興協議会・	行なっている。
市町村	

西和賀町森林組合	・ 小学校の「子供の森」の整備に協力し子供たちが遊びの中で林を身近に体験
	出来るよう支援している。
	中学生、高校生には、職場体験学習を受入れ、森林の果たしている役割やそ
	の機能が充分発揮する為の管理や手入れの重要性を説明した後、現場作業員
	の話を聞いたり作業体験を通じ組合や町の林業への取組みの理解を深めて
	NS.
	・ ものづくりの作業をとおして、森林の役割を学習するとともに、木工を通じ
	て木に親しみ親子で協力して物を作り出す喜びと、ふれあいの中から森林と
	林業に対する知識や理解などを啓蒙することを目的に「親子森林体験学習
	会」を開催している。
H. I. I. H. I. IIa-II	・作業班と共に源流地の山を汚さない運動を運動を呼びかけている。
北上市・北上市森林	・ 緑化運動を積極的に推進するとともに、森林(山)での行事に参加することに
組合・岩手県緑化推	より森林に親しみ、森林保護・緑化推進への理解を深めるなどの目的により
進委員会北上支部	「北上市憩いの森春の緑化まつり」「北上市憩いの森秋の緑化まつり」を開
	催し、緑化木の配付や来場者への緑の募金協力依頼などを行なっている。
	・ 小学生とその親を対象に、遊び・体験・学習を通して自然・森林・林業の知
	識とその役割、森林保護・緑化推進の重要性を学び、また、学区を越えた仲
	間との交流を通して、連帯意識を醸成し、森林保護・緑化推進への理解と運
	動の輪の広がりを助長することを目的に「夏のわんぱく教室」を開催し、自
	然教室や木工体験などを行なっている。
	・ 憩いの森で子供たちに遊び、体験を通して森林への関心を持たせるととも
	に、伝統的な冬の行事を理解してもらうことを目的に「冬のわんぱく教室」
	を開催し、木工教室や野外体験などを行なっている。
「森と湖に親しむ旬	・ 森林の大切さ、水資源の重要性について、広く県民に認識してもらうととも
間   岩手県実行委員	に森林や湖に親しみ、心身をリフレッシュし、明日への活力を生み出す機会
7 72 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	を創設することを目的に「森と湖に親しむ旬間イベント(平成27年度:「遊・
会北上地区分科会	
117041133414	YOU・入畑 2015!」)」を開催している。
NPO法人わが流域	・ 平成 15 年 10 月に「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」
環境ネット	が制定され、平成17年3月に「わが川流域水循環計画」が策定されたため、和
	賀川流域における自然環境全般について、各分野の専門的な知識が必要になっ
	てきたことや、流域全体の連携で取り組まなければならない問題があることか
	ら、平成 19 年 2 月から NPO 法人として、「森林整備活動・河川にかかわる各
the second of the state of the	調査・環境学習を通した人材育成等」の活動を展開している。
岩手県公衆衛生組合	・北上市、西和賀町の各公衆衛生組合連合会が、ごみの減量化、再資源化、地
連合会北上支部	域清掃活動、不法投棄監視パトロール等実施している。
西和賀エコミュージ	・ 「西和賀の人と自然と環境を守り育てる豊かな里づくり」を目指し、西和賀
アム事業推進連絡会	の住民、団体、行政の代表によって構成された組織である。
	・ 西和賀地域固有の歴史・文化・自然等を対象とし、地域全体を博物館領域と
	みなし地域の資源を活用した地域づくりに取組んでいる。
雪国文化研究所	・ 西和賀町を中心として、雪質、雪量、酸性雪などの雪に関する基礎調査、雪
	上観察指導、雪国の文化の発掘と伝承などを行っている。
岩手中部土地改良区	・ 水田に安定的な用水を供給するために、農業用水路の適切な維持管理を行っ
	ている。
	・ 和賀中央地区内の幹線・支線用水路の 10 箇所で水質調査を(年 4 回)実施
	し、農業用水基準を監視している。
	・ 土地改良施設の維持管理の課題に対応するため、農業水利施設に対するアド
	プト協定(里親制度)を促進している。
	- フト協定(重税制度)を促進している。 - ・ 地震、大雨時における被災を最小限にくい止めるため、被災情報の収集、連
	絡体制の確立を図る災害防止協定を進めている。   「電表現立」、よいが、「出意港電」とより開業用よの歴史、犯想、季要性
	・ 「奥寺堰ウォーキング」、「出前講座」により農業用水の歴史、役割、重要性

	を啓蒙している。
花巻農業協同組合	・ 農業用廃プラスチックの適正処理を進めており、平成 12 年度から農家が主
	体となった組織的な回収・処理をおこなっている。
	・ 期限切れの農薬の回収や、農薬等の適正使用の確認を実施し、環境にやさ
	しい農作物栽培を進めている。
和賀川淡水漁業協同	・ 和賀川の清流を守る会の一員として、河川パトロールや清掃活動などを実
組合	施している。
	・ 組合独自で、小学生を対象とした和賀川の自然学習会開催や、アユ釣り教
	室の参加者と漁協組合員による清掃活動を行っている。
西和賀淡水漁業協同	・ 和賀川の清流を守る会の一員として、河川パトロールや清掃活動などを実施
組合	している。
鬼柳町地区交流セン	・ 小学生を対象とした「和賀川にすむ生き物観察会」を実施している。
ター&鬼柳町第一区	
子供会	
鬼柳の川を考える会	・ 水生生物調査を実施しているほか、鬼柳公民館主催の小学生を対象とした水
(めだかクラブ)	生生物の観察会の活動支援を行っている。
	・ 本郷川の4地点で、水質調査を年3回定期的に行っている。
国土交通省湯田ダム	・ 湯田ダム周辺の地域の活性化を目的に、平成17年3月に「湯田ダムビジョ
管理支所	ン」を策定し、それに基づく活動を行っている。
岩手南部森林管理署	・ 平成 17 年度から国有林エリアを活用した森林ボランティア等による林業体
	験や森林とのふれあいを目的とした林業教室等の開催を予定している。

(注) 各団体の活動の詳細などにつきましては、県南広域振興局花巻保健福祉環境センター環境衛生課 (TEL 0198-22-4921)までお問い合わせください。

# 資料3 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例等

# 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

(平成 15 年岩手県条例第 64 号)

(目的)

第1条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成10年岩手県条例第22号)第3条 に定める基本理念にのっとり、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的 に推進することにより、環境保全上健全な水循環の確保に寄与し、もって現在及び将来の県民の健康で 快適な生活の確保に資することを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) ふるさとの森と川と海の保全及び創造 森林、河川等及び海岸等における多様な自然環境を人の活動と調和を図りながら体系的に保全するとともに、健全な生態系等を維持し、及び回復させ、並びに県民と自然とが共生できる環境をつくりだすことをいう。
- (2) 河川等 河川、湖沼、ため池及び農業用用排水路並びにこれらに類するものをいう。
- (3) 海岸等 海岸及び沿岸海域をいう。

#### (県の青務)

第3条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

#### (県民の責務)

第4条 県民は、その日常生活において、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に取組むよう努めるとと もに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとす る。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努める とともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるもの とする。

#### (相互協力)

第6条 県民、事業者及び民間の団体(以下「県民等」という。)並びに県及び市町村は、相互に連携し、 及び協力してふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるものとする。

#### (流域基本計画)

- 第7条 知事は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図るための施策を総合的かつ計画的に推進する ため、流域ごとにふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「流域基本計画」と いう。)を定めなければならない。
- 2 流域基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関し、流域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、流域ごとのふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、流域基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等並びに関係する市町村及び国の

機関等の意見を聴かなければならない。

- 4 知事は、流域基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、流域基本計画の変更について準用する。

(森林に関する施策)

- 第8条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、森林が有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする森林に関する施策を講ずるものとする。
- (1) 県民等の参加による森林の整備及び保全
- (2) 豊かな自然環境の再生に向けた森林の整備
- (3) 多様で健全な森林の整備及び保全
- (4) 森林資源の循環的な利用

(河川等に関する施策)

- 第9条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、河川等が有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする河川等に関する施策を講ずるものとする。
- (1) 県民等の参加による河川等の整備及び保全
- (2) 自然環境と調和した河川等の整備及び保全
- (3) 人と水が触れ合うことができる河川等の整備及び保全

(海岸等に関する施策)

- 第10条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、海岸等が有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする海岸等に関する施策を講ずるものとする。
  - (1) 県民等の参加による海岸等の整備及び保全
  - (2) 自然環境と調和した海岸の整備及び保全
  - (3) 沿岸海域における水質の保全並びに干潟及び藻場の保全

(施策の実施に当たっての配慮)

第11条 県は、前3条の施策の実施に当たっては、動植物の生息地又は生育地の確保その他の自然環境の 保全に配慮するものとする。

(水質汚濁の未然防止に関する施策)

- 第12条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、良好な水質が保全されるよう、次に 掲げる事項を基本的な内容として、水質汚濁を未然に防止するための施策を講ずるものとする。
- (1) 閉鎖性の高い水域における富栄養化の防止
- (2) 流域の特性に応じた水質汚濁の原因となる物質の排出の抑制
- (3) 水質汚濁を未然に防止するための調査研究

(環境教育の推進)

第13条 県は、県民及び事業者がふるさとの森と川と海の保全及び創造についての理解を深めることができるよう、環境に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第14条 県は、県民等が自発的に行うふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する活動を促進するため、 河川の上流地域及び下流地域の住民相互の交流及び連携の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(ふるさとの森と川と海の月間)

第15条 県は、県民の間に広くふるさとの森と川と海の保全及び創造についての関心と理解を深めるとと もに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する活動への積極的な参加を促進するため、ふるさと の森と川と海の月間を設ける。

2 前項のふるさとの森と川と海の月間は、知事が別に定める。

#### (施策の推進体制)

第16条 県は、流域ごとに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を、 県民等並びに関係する市町村及び国の機関と連携して整備するものとする。

#### (調査研究)

第17条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する綜合的な施策を策定し、及び実施するため、 必要な調査研究を行うものとする。

#### (施策の評価)

第18条 知事は、流域ごとのふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の推進状況を的確に把握 し、その施策が、流域を一体とした観点から、環境保全上健全な水循環の確保に寄与しているかを評価 し、及びその結果を公表するものとする。

#### (市町村に対する支援)

第19条 県は、市町村がふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、必要に応じ、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

#### (財政上の措置)

第20条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (国への要請等)

第21条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請し、及び他の地方公共団体に協力を求めるものとする。

# 附則

この条例は、公布の日から施行する。(平成15年10月9日公布)

# 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成 10 年岩手県条例第 22 号)(抜粋)

# (基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、県民が豊かな岩手の自然及び文化の中で生かされていることを認識し、 恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを旨として、すべての県民の参加、連携及び協力に よって行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会が形成されることにより、多様な自然に恵まれた安全で快適な環境が確保され、将来の世代も豊かな環境の恵みを享受できるように行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、地域における環境の保全に関する活動の集積により成し遂げられることにかんが み、県民が地球的な見地から地域の環境を考え、及び行動することによって行わなれなければならない。

# 和賀川流域のきれいな水循環を推進する協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 和賀川の流域において、住民、事業者、民間団体、市町村及び県等が連携、協力し、森林、河川、 湖沼等の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、流域におけるきれ いな水循環の推進に寄与し、流域の水と緑を次の世代に引き継ぐため、岩手県ふるさとの森と川と 海の保全及び創造に関する条例(平成15年条例第64号)第16条に基づき、和賀川流域のきれい な水循環を推進する協議会(以下「協議会」という。)を置く。

#### (所掌事項)

- 第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 流域におけるきれいな水循環の推進に係る取組みに関する事項
  - (2) 流域におけるきれいな水循環の推進に係る情報の交換に関する事項
  - (3) 前2号のほか、流域におけるきれいな水循環の推進のために必要な事項

#### (組 織)

第3条 協議会は、別表1に定める団体をもって組織する。

#### (役員)

- 第4条 協議会に会長を置き、会長は県南広域振興局花巻保健福祉環境センター所長をもって充てる。
  - 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
  - 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその任務を花巻保健福祉環境センター環境衛生 課長が代行する。

## (会 議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集する。
  - 2 協議会は、必要に応じて、その会議に専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
  - 3 協議会には、専門的知識を有する者等から意見を聴く目的で、専門委員会を設置することができる。

## (事務局)

第6条 協議会の事務局は、花巻保健福祉環境センターに置く。

#### (補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

- この要綱は、平成16年6月4日から施行する。
- この要綱改正は、平成17年6月1日から施行する。
- この要綱改正は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱改正は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱改正は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱改正は、平成27年10月22日から施行する。

# 別表1

団 体 名		
NPO法人わが流域環境ネット		
和賀川の清流を守る会		
みんなの「地球」いわて		
北上市地域婦人団体協議会		
くちない美しい里山づくり協議会		
岩手県公衆衛生組合連合会北上支部		
鈴鴨川河川愛護会		
<b>R平川河川敷環境美化促進協議会</b>		
和賀地区自治協議会		
雪国文化研究所		
夢追い人かじか組合		
西和賀地区生活研究グループ連絡協議会		
岩手中部土地改良区		
北上市森林組合		
西和賀町森林組合		
花巻農業協同組合		
和賀川淡水魚業協同組合		
西和賀淡水漁業協同組合		
岩手中部水道企業団		
(公財)岩手県下水道公社県南支社		
北上市		
西和賀町		
岩手南部森林管理署		
湯田ダム管理支所		
岩手県企業局県南施設管理所		
県南広域振興局		

岩手県では、次の世代に本県の豊かな水と緑を引き継いでいくことを目指して、平成 15 年 10 月に「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。

この条例は、「岩手県環境の保全及び創造に関する条例」に定める基本理念を受け、本来森林の持つ水源かん養や自然環境の保全などの機能の低下、水質の汚濁などの水にかかわる問題を解決し、健全な水循環を確保することを目指して定めたものです。

この「わが川流域水循環計画」は、この条例に基づいて森から川を経て海に至る「流域単位」ごとの計画として定めるもので、県民・事業者・民間団体・行政機関などがそれぞれの役割を分担しながら、連携・協力して取組むことを目指すものです。

# 【問い合わせ先】

わが川流域水循環計画は、花巻保健福祉環境センター、花巻農林振興センター、北上農村整備センター、北上土木センター、中部教育事務所と中央農業改良普及センターが共同で推進しています。

〒025-0075 花巻市花城町1-41

花巻保健福祉環境センター (0198-22-4921) 花巻農林振興センター (0198-22-4932) 北上農村整備センター (0197-65-5650) 北上土木センター (0197-65-2738) 中部教育事務所 (0198-22-4981) 中央農業改良普及センター (0197-68-4464)